

# 農業競争力強化を目的とした農業政策と 高まりつつある地域の役割

研究員 植田展大

## 〔要 旨〕

2017～18年にかけて「農業競争力強化プログラム」に基づいて、農業の競争力強化を目的にした法律の制定が続けられてきた。18年の農業経営基盤強化促進法等の一部改正、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正、土地改良法の一部改正をもって必要とされた改革のための法律の制定や法改正のほぼすべてが完了している。

本稿ではこうした農業の競争力強化政策が、TPP対策として農業者の所得向上を目的にして始まったことを確認したうえで、農業の競争力強化を目的とした法律の一部を取り上げながら運用状況等を整理し、法律が農業の競争力強化やその目的である農業者の所得向上にかなう結果をもたらしているのかを検討する。

そのうえで、種子法の廃止に伴う道県の条例制定の動きや農地中間管理機構における「人・農地プラン」の活用など、農業政策の「見直し」に着目し、農業政策における地域の役割に関心が高まりつつあると指摘する。

## 目 次

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| はじめに                  | (3) 2018年成立法と論点            |
| 1 競争力強化政策の概観          | 3 政策の継続と「見直し」              |
| (1) 2018年も続いた法制化      | (1) 継続する競争力強化              |
| (2) 成長産業化から競争力強化へ     | (2) 政策の「見直し」               |
| (3) 予算の配分             | —農地中間管理事業における「人・農地プラン」の活用— |
| 2 法律の実施状況と課題          | 4 政策の「見直し」で変わりつつある地域の役割    |
| (1) 「農業競争力強化プログラム」と法律 |                            |
| (2) 2017年成立法の実施状況と課題  |                            |

## はじめに

2017～18年の農業政策は農業の競争力強化に重点を置いて進められ、政策の実現に向けた複数の法律が可決成立した。農業の競争力強化を目的とした制度改革は、18年で1つの区切りを迎える。

一方、農地中間管理機構の見直しでは、「人・農地プラン」を重視するなど、これまでの競争力強化を目的とした政策では軽視されがちな地域の主体的な取組みを重視する変化も見られつつある。

そこで、本稿では農業の競争力強化がなにを目的として、いつどのように始まったのかを確認したうえで、競争力強化を目的とした法律の成立・運用状況から現状を把

握し、そこから見える課題をもとに今後の農業政策について考えたい。

## 1 競争力強化政策の概観

### (1) 2018年も続いた法制化

18年の通常国会では、農業関連の5法が可決成立した（第1表）。提出順では、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「都市農地貸借法」という）、農業経営基盤強化促進法等の一部改正（以下「農業経営基盤強化促進法等の改正」という）、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正（以下「卸売市場法等の改正」という）、土地改良法の一部改正（以下「土地改良法の改正」という）、農薬取締法の一部改正（以下「農薬取締法の改正」という）となる。

第1表 2018年に成立した主な農業関係の法律

法律名	提出時に示された理由	法律の主な内容
農業経営基盤強化促進法等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"><li>相続未登記農地が農地の集積・集約化を阻害するため。</li><li>農業用ハウスの底面をコンクリート張りにするためには農地転用許可が必要であるため。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>相続人1人の同意ですべての所有者が同意したと見なし、農地中間管理機構に農地を貸し付けることができる。</li><li>農業用ハウス等の使用で底部がコンクリートでも農地と見なす。</li></ul>
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"><li>農林漁業者の所得向上と消費者ニーズ双方への対応に向け、卸売市場を含め、新たな需要の開拓や付加価値向上につながる食品流通構造を確立するため。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産大臣は開設の認可に関わるが、業務には関与しない。開設者は民間企業でも可。</li><li>第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等の廃止。</li></ul>
農薬取締法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"><li>農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映した登録制度にするため。</li><li>農薬にかかる規制の合理化により、効率的で低コストな農業に貢献するため。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国は15年に1度、登録された農薬の安全性を最新の科学技術に照合して確認。</li><li>検査の対象に農薬の毒性に加え、使用する農業者が皮膚や呼吸などから接取る暴露量なども加える。</li></ul>
土地改良法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"><li>土地改良区で土地持ち非農家が増加し、施設の維持管理や更新等が適切に行えない恐れがあるため。耕作者の意見を反映した事業運営体制への移行のため。</li><li>業務執行体制が脆弱化するなかで効率化を進めるため。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>所有者から耕作者へ組合員資格を移行する際の資格交代の円滑化、准組合員資格の付与といった柔軟な組合員資格の運用。</li><li>財政健全化を目的とした複式簿記の導入。</li></ul>
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"><li>都市農地の貸借を円滑化させ、都市農地の有効活用を図り、都市農業の持つ機能によって都市住民の生活を向上させるため。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>農地を貸借する場合、貸し手側の負担を軽減（契約の法定更新の廃止、納税猶予）。都市農地の貸借による市民農園経営。</li></ul>

資料 農林水産省Webページより作成

卸売市場法等の改正と土地改良法の改正は、16年11月の「農業競争力強化プログラム」に盛り込まれた項目である。

また、農業経営基盤強化促進法等の改正は、17年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」(以下「活力創造プラン」という)3次改訂を受け、新たに加えられた相続未登記農地の対策に関連している。

さらに、これまで3年ごとに行われていた農薬の再登録制度を変え、国際基準に合わせた検査項目で15年ごとに再評価を行う農薬取締法の改正、都市農地の貸借を円滑化し、都市農業を発展させることで都市住民の生活を向上するとした都市農地貸借法が成立している。

18年に成立した法律の多くが「農業競争力強化プログラム」もしくは「活力創造プラン」と関係しており、これらの法律の成立で「農業競争力強化プログラム」で提示された制度改革が一段落した。

そこでまず「農業競争力強化プログラム」に立ち戻り、農業の競争力強化政策について考えてみたい。

## (2) 成長産業化から競争力強化へ

16年11月に首相官邸の農林水産業・地域の活力創造本部が策定した「農業競争力強化プログラム」以降、農業の競争力強化という用語が政策のなかで、農業の成長産業化に代わって頻繁に使用されるようになっている。

国立国会図書館の検索システムに登録された書籍・論文・雑誌記事のタイトルから

は、農業の成長産業化の使用が減少しているのに対し、競争力強化が16年以降に積極的に使用されていることが分かる(第1図)。競争力強化の多くは、「農業競争力強化プログラム」「農業競争力強化支援法」を冠した書籍・論文・雑誌記事の増加による。

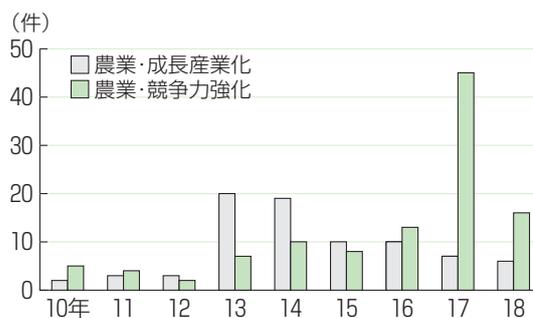
農業の競争力強化という言葉が広く使用される契機となったのは、安倍政権が15年10月に大筋合意したTPP対策として作成した「農業競争力強化プログラム」(田代(2017)、堀(2017)ほか)以降のことである。

「農業競争力強化プログラム」には、生産資材、流通・加工、農地の集積・集約化、労働力等のコスト削減、収入保険の導入など農業の競争力強化に関連した13の改革項目が用意されていた。

農業の競争力強化を「農業競争力強化プログラム(注1)(概要)」や「活力創造プラン(注2)」では、農業者の所得向上という目的に対して、農業者が自ら解決できない構造問題を解決する手段と位置づけている(注3)。これは、農業の成長産業化とは異なる枠組みである。

農業の成長産業化では、その実現により農業・農村の所得の倍増、農山漁村の継承、

第1図 成長産業化、競争力強化の使用状況



資料 国立国会図書館オンライン検索より作成

食料自給率の維持等を目指すと<sup>(注4)</sup>しており、産業的な面を重視する農業の競争力強化と比べて幅広い枠組みと言える。

農業の競争力強化が重視されるようになった過程は、産業政策と地域政策の両輪で農業政策を進めるとしてきた現政権の農業<sup>(注5)</sup>政策が、14年の日本型直接支払創設以後、産業政策に傾斜していった過程とも連動している。

このように捉えると、農業の競争力強化の対象となる主な農業者は、すべての農業者ではなく、産業政策の対象となるような「担い手」といった特定の農業者であると<sup>(注6)</sup>想定できる。同時に、競争力の低い特定の農業分野に従事する農業者、中山間地域等の条件不利地の農業者、高齢の農業者等は、この枠組みからは外れているのではないかと考えられる。

農業の競争力強化は、地域政策も意識した農業の成長産業化が必ずしも進まないなかで、産業政策としての側面を強調しながら進む現在の農業政策に即した枠組み<sup>(注7)</sup>であると考えられる。

**(注1)**「農業競争力強化プログラム(概要)」には「農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である」とある。ただし、「農業競争力プログラム」(16年11月29日)自体にはその目的が明確に書かれていない。

**(注2)**「活力創造プラン」2次改訂では、「農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。このため、(中略)あらゆる面での構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現する」とある。

**(注3)**なお、「農業の競争力」については、農林水

産省「農業競争力強化支援法について」(18年4月)で「農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力」と定義している。

**(注4)**例えば「日本再興戦略」(14年6月)には「農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指すとともに、美しく伝統ある農山漁村の継承と食料自給率・自給力の維持向上に資するものとする」とある。

**(注5)**農林水産省「新たな農業・農村政策が始まります!!」(13年12月)では4つの改革の考え方として「農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました」としている。

**(注6)**例えば日EU・EPAの大枠合意後に改正されたTPP等総合対策本部「総合的なTPP等関連政策大綱」(17年11月24日)では、「農業競争力強化プログラムの着実な実施」が新たに加わり、「攻めの農林水産業」が「強い農林水産業」に置き換えられた。政府はこれまで「攻めの農林水産業」を産業政策の「強い農林水産業」と地域政策の「美しく活力ある農山漁村」の2つからなるとしているが、産業政策が強調された改訂となっている。

**(注7)**近年の農業政策で産業政策としての側面が強まっている点は植田(2018)で整理している。

### (3) 予算の配分

農業の競争力強化に関連した国の予算では、自ら判断し経営を行う一部の農業者と、農地の集積・集約化に特に重点が置かれている。

農林水産業予算、農業予算ともに現在の政権の農業政策の下では、基本的には2兆3千億円、1兆7千億円で横ばいであるが、配分は年度ごとに変化している。

「農業競争力強化プログラム」と「活力創造プラン」2次改訂を踏まえた17年度予算では、輸出力の強化や経営力、人材力の強化、「担い手」への農地集積・集約化に重点

的に配分された（第2図）（岩元（2017））。

17年度予算では、特に農地の集積・集約化に向けた予算が増加された。

農業の競争力強化等を目的とした農地の大区画化を中心に農業農村整備事業が前年度当初予算から122億円増額の3,084億円となった。農地中間管理機構における「担い手」への農地の集積・集約化の推進を目的に、農地の集積・集約化が今後行われると見込まれる地域において、農地の借り手の要望に対応した基盤整備を支援する農地耕作条件改善事業には236億円で前年度当初予算比113億円の増額、農地中間管理機構の機構集積協力金を中心とした事業には155億円で同69億円の増額、農業委員会の農地利用最適化交付金等には123億円で同50億円の増額となった。

翌18年度予算は、農業の競争力強化や成長産業化を目的にメリハリをつけて編成されている（前田（2018））。10a当たり7,500円の米の直接支払交付金が廃止に伴い714億

円削られる一方、水田フル活用や収入保険、農地の集積・集約化予算が増額されている。

まず、水田に飼料用米、麦、大豆等を作付けした農業者に支給される水田活用の直接支払交付金3,304億円は前年度当初予算比154億円増となり、主食用の米に依存しすぎない新たな農業の確立に向けた支援が拡充されている。17年の農業保険法の成立を受け導入される収入保険制度の実施に向けては、260億円の予算を新設している。

また、農業農村整備事業を3,211億円とし、前年度当初予算比で127億円増額している。このなかには、新たに17年の土地改良法の改正に関連して農地中間管理機構関連農地整備事業の86億円が加わっている。農地耕作条件改善事業は298億円で62億円増額している。

農地の集積・集約化に向けた予算は次の19年度予算でも拡大の見込みである。概算要求では、農業農村整備事業予算を前年度当初予算比706億円増額の3,917億円とし、

農地耕作条件改善事業でも前年度当初予算比69億円増額の367億円要求している。

農業予算は農業競争力強化を進める農業政策を反映し、特に2023年度までの「担い手」への集積8割を目標に掲げる農地の集積・集約の促進に重点を置いている。一方、予算からは生産資材、流通・加工等の改革の実態は見えにくい。そこで次節では、農業競争

第2図 2017～18年度農業予算の主な項目における内訳の変化

	17年度	18年度
経営	米の直接支払交付金 714億円(△9億円)	廃止
	水田活用の直接支払交付金 3,150億円(+72億円)	収入保険制度の実施(新規) 260億円(+260億円) 3,304億円(+154億円)
農地	農地中間管理機構 155億円(+69億円)	112億円(△43億円)
	農業委員会[農地利用最適化] 123億円(+50億円)	133億円(+10億円)
	農業農村整備事業(公共) 3,084億円(+122億円)	3,211億円(+127億円)
	農地耕作条件改善事業 236億円(+113億円)	298億円(+62億円)

資料 第1表に同じ  
(注) ( )内は前年度当初予算との比較。

力強化を目的とした法律の実施状況と課題を確認したい。

## 2 法律の実施状況と課題

### (1) 「農業競争力強化プログラム」と法律

「農業競争力強化プログラム」とその後の規制改革推進会議、未来投資会議の提言を受けて、17～18年にかけて農業競争力強化を目的とした複数の法律が成立した。

第3図に示したとおり、これらの法律は、農業の競争力強化を支援するための生産資材、流通・加工、労働力の調達等のコスト削減等、土地改良制度の見直しによる農地の集積・集約化の推進、輸出の促進、収入保険等によるリスク軽減といった「農業競争力強化プログラム」の改革項目を具体的な施策として実現するためのものである。

しかし、その後、これらの法律による農業の競争力強化の進捗状況については十分

な把握が行われていない。以下では農業競争力強化の動きを、いくつかの法律の実施状況等から考えたい。

### (2) 2017年成立法の実施状況と課題

はじめに、17年に成立した農業競争力強化支援法、土地改良法の改正、種子法の廃止について実施状況を確認し、そこから確認できる課題について指摘したい。

#### a 農業競争力強化支援法

農業競争力強化支援法は、「農業競争力強化プログラム」の生産資材と流通・加工の改革項目に関連しており、「(筆者追加: 農業資材・物流等の) 事業再編又は事業参入を促進するための措置を講じること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする(農業競争力強化支援法 第1条)」とある。

第3図 農業競争力強化プログラムと2017～18年成立の法律との対応関係

プログラムの項目	対応する法律
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶生産資材価格の引下げ</li> <li>▶流通・加工構造改革</li> </ul>	⇒ 農業競争力強化支援法(17)、主要農作物種子法の廃止(17)、農業機械化促進法の廃止(17)、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正(18)、農薬取締法の一部改正(18)、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正(18)
▶収入保険制度の導入	⇒ 農業保険法(17)
▶土地改良制度の見直し	⇒ 土地改良法の一部改正(17)(18)
▶戦略的輸出体制の整備	⇒ 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正(17)
▶農村就業構造の改善	⇒ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(17)
▶生乳の生産・流通改革	⇒ 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正(17)
▶人材力の強化(労働力確保)	⇒ 国家戦略特別区域法の一部改正※(17)、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正※(18)

資料 第1表に同じ  
 (注) ※は農林水産省以外が提出して成立した法律。

同法で行われる「支援」が、農業者における農業の競争力強化に資するものとなっているのかが、法律の実施状況を検討するうえで重要になる。

同法で国が講ずべき施策は、第1に、規制・規格の見直しや良質で低廉な農業資材の開発の促進、農産物の消費者への直販の促進等といった農業生産関連事業の事業環境の整備、第2に、農業生産関連事業の事業再編・事業参入の促進、第3に、農業資材・農産物取引条件等の「見える化」といった農業者への情報提供である。農業者を

直接支援するのは、農業資材・農産物取引条件等の「見える化」に限られ、農業生産関連事業に対する支援に重点が置かれている。

現在、農業競争力強化支援法を利用した事業再編は12、事業参入は1事例あり、税制特例や金融支援を受けている。計画策定は民間企業が12、農協系統が1事例である。なお、農協系統の事例は18年12月に認定された花咲ふくい農業協同組合である。業種別では流通5、食品加工4、生産資材が4事例である（第2表）。

第2表 農業競争力強化支援法の対象となった企業(2018年12月時点)

事業者(社名)	目的	生産者への影響	実施期間	業種	支援措置 <sup>(注1)</sup>
オイシックスドット大地(株) <sup>(注2)</sup>	・(株)大地を守る会を合併 ・工場/配送拠点の新設	販売機会の拡大	17年10月 ～20年3月	流通	税:設備投資にかかる割増償却
清水港飼料(株)	・工場/出荷施設の集約 ・機能強化	コストの低減	17年11月 ～22年6月	生産 資材	税:欠損金の繰戻還付
(株)ピックルス コーポレーション	・事業買収 ・設備投資	販売機会の拡大	17年12月 ～21年2月	食品 加工	金:公庫による低利融資 税:登録免許税の軽減
中橋商事(株)	・設備投資 ・配送拠点の整備等	販売機会の拡大、 長期契約の実現	18年2月 ～12年3月	流通	金:公庫による低利融資 税:設備投資にかかる割増償却
オーディー(株)	・事業買収 ・配送の集約化	販売機会の拡大	18年4月 ～22年7月	流通	金:公庫による低利融資 税:登録免許税の軽減
やさいバス(株)	・事業買収 ・小規模加工販売店の新設	コストの低減	18年4月 ～21年3月	流通	金:A-FIVEの出資 税:登録免許税の軽減
日本ビーンズ(株)	・設備廃棄 ・設備投資	販売機会の拡大	18年4月 ～21年2月	食品 加工	税:設備投資にかかる割増償却
セントラル化成(株)	・工場設備の再編 ・設備投資	コストの低減	18年6月 ～20年3月	生産 資材	税:設備投資にかかる割増償却
太田油脂(株)	・工場設備の再編 ・製造方式の変更	コストの低減	18年5月 ～22年3月	生産 資材	金:公庫による低利融資
(株)ユカシカド	・工場設備の再編 ・設備投資	販売機会の拡大	18年8月 ～23年2月	食品 加工	金:A-FIVEの出資
(株)農業情報設計社 ※事業参入	・自動運転関連機械の製造 販売	低価格機械の普及 コストの低減	18年10月 ～21年9月	生産 資材	金:A-FIVEの出資
(株)銀しゃり	・工場設備の再編 ・設備投資	販売機会の拡大	18年10月 ～23年3月	食品 加工	金:A-FIVEの出資 税:設備投資にかかる割増償却
花咲ふくい 農業協同組合	・カンントリーエレベーターの 集約化	安定集荷、販売お よび生産者手取り の向上	18年12月 ～21年12月	流通	金:公庫による低利融資 税:設備投資にかかる割増償却

資料 第1表と同じ

(注)1 金=金融支援、税=税制特例。

2 認定時の社名。

事業再編・参入の課題を3点挙げると、第1に想定との乖離、第2に農業者の所得向上への貢献の不確実性、第3にそれを判断する仕組みの不備がある。

はじめに、農業競争力強化支援法の成立過程で特に強調されていたのは、生産資材では農薬・肥料・飼料・農業機械、流通加工では米卸・製粉等の業界再編であったが、第2表に示したように想定した業界再編のうち飼料・肥料での活用は見られるが、その他の業界再編には同法は活用されていない。

また、同法を利用する事業者の多くが近年急速に事業を拡大しており、同法がなくても合併等を進めていたのではないかと考えられることも事業再編の促進という点で疑問がある。

したがって、現在行われている事業再編が支援法の当初の目的に十分に合致しているかについては、今後、農薬・農業機械・米卸・製粉等の業界の動向も見ながら確認が必要である。

次に、事業主体が作成した事業再編計画書には、事業再編計画の実現で販売機会の拡大、コストの低減、長期契約が生じ、結果的に農業者の販売機会の増加や所得向上が生じ、農業経営の安定・発展に寄与しているが、<sup>(注8)</sup>実際には事業再編を行えば、必ず農業者の所得の向上につながるというわけではない。

例えば、ある事業主体が2つの工場をそれ以前と比べて能力の上回る1つの大規模工場に集約し、原料調達や生産量を増やし

て生産コストを削減しても、それが直ちに製品価格の引下げに向けられ農業者の所得向上に寄与するとは限らない。コスト削減分は事業主体の利益の増加となる可能性もあるだろう。また、原料調達を増やす際に、むしろ農業者の農作物を買いたたく可能性もないとは言えない。

こうしたことを考えれば、個々の事業再編・参入が農業者の支援につながるのか見きわめることが重要であるが、そのための十分な仕組みがない点も、同法の課題である。

すなわち、同法では事業再編計画を主務大臣（農林水産大臣もしくは経済産業大臣）が認定するのであるが、計画が農業競争力強化のための支援に資するか否かを判定する項目がないため、農業者の農業の競争力強化を支援する事業再編が確保される仕組みとはなっていない。<sup>(注9)</sup>

農業競争力強化支援法は、農業関連産業の事業者の事業再編による合理化には資すると見られるが、それが農業者の競争力強化につながるのかどうかは自明ではない。また、現在のところ法律の制定過程で再編が必要とされた業界には十分に活用されているとは言えない。なにより、その運用が農業者の競争力強化への支援という点で適切となるように担保する仕組みがないことが問題であると考えられる。

**(注8)**一例として「オイシックスドット大地株式会社<sup>(注9)</sup>の事業再編計画の概要」(17年9月21日)から抜粋すると「顧客の拡大等による時短ミールキット商品の需要増加に対応し、製造工場の生産力を2.5倍に増強する等により、付加価値のある商品の開発・生産及び販売の拡大を図り、農

産物の調達量の増大等を通じた生産者の経営の安定・発展への寄与」となっている。

(注9) 農林水産省生産局技術普及課担当者からの聞き取りによると、認定を受けた事業再編・参入計画が想定どおりに進んでいない場合も、その時点で直ちに認定の取消しはしないという判断をしている。

## b 土地改良法の改正 (2017年)

従来、基盤整備事業には農業者の申請や同意、費用負担が必要であったが、法改正に伴い開始された農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連整備事業」という）では、農地中間管理機構が借り入れた農地は農家の費用負担や同意なしで基盤整備が可能となった。

機構関連整備事業は都道府県が事業主体であり、事業費の負担割合は国62.5%、県27.5%、市町村10.0%、農家は0.0%である。事業はすでに開始されており、18年度は16道県の33地区で実施予定である（日本農業新聞2018年6月5日付）。

機構関連整備事業については、実施要件(注10)の厳しさや、換地計画に課される要件（受益地区内に農地を所有する参加資格者の3分の2以上の同意が必要）が進行を妨げるとの見方があったものの、各地で検討が進められている。

ただし、地域内の合意形成が必要となる換地の問題等から、申請を行うのは合意が比較的容易である小規模な土地改良区や土地改良区の一部にとどまると見られる。また、国や都道府県の予算で事業が行われるため、事業の実施には時間を要する。

そのため、機構関連整備事業は、農地の

集積・集約化に貢献する面はあるものの、目に見える集積率の押し上げ効果は限定的であると考えられる。

また、確かに農地の基盤整備を農業者の負担なしで行うことができる点では重要な改正であったが、農業者の所得向上については、実際に基盤整備後に農業が開始されるまで効果は分からないため、結果を判断するには更なる時間を要する。

(注10) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（29農振第2690号）によると、事業対象農地のすべてで農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理機構の利用権）を有すること、事業対象農地面積は10ha以上（中山間地5ha以上）、農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公示日から15年以上あること、事業対象地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること、事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%向上することなどが条件である。

## c 主要農作物種子法の廃止

主要農作物種子法（種子法）は、水陸稲・麦類・大豆の優良な種子の生産と普及を目的に1952年に制定された。都道府県は同法に基づいて普及すべき奨励品種を指定して原原種・原種・一般種子の生産と安定供給を行ってきた。

しかし、良質で低廉な種子の供給を妨げているとして17年に種子法の廃止が可決成立し、18年から実施されている。

種子法の廃止は、都道府県が種子生産に関わる予算を地方交付税から捻出する根拠が失われ種子事業の継続が困難になる点、民間企業への「知見」流出を促進する恐れがある点、都道府県の管理が弱まり種子の安全基準の管理や安定調達に支障が生じる

第3表 各都道府県の種子法への対応

	内訳(県名)	備考
条例を制定して 自県で生産	5県 (埼玉、山形、 富山、新潟、 兵庫)	埼玉:在来種の生産の維持に県が協力する方針を明記
		山形:種子の安定的な供給やほ場確保での県の財政上の措置を明記
		富山:種子の品質確保や生産量を高めるための拠点施設の設置を明記
要綱等を整備して自県 で生産	38道府県	北海道・長野:条例を検討
他の団体(協会)に移管	3府県	
その他	1都	

資料 農林水産省、北海道庁Webページより作成

点等から問題視されている。

種子法廃止1年目の都道府県の対応は、分かれている。すでに埼玉・新潟・兵庫・富山・山形の5県では、独自に条例を制定して種子を自県で継続して供給する方針を示している。北海道・長野県でも条例を検討している(第3表)。

これに対して大阪・奈良・和歌山の3府県では、種子に関する事業から県が手を引き、事業を種子協会に移管している。

すでに制定された条例の一部は、新たに地域独自の項目を盛り込んでいる。例えば埼玉県では、種子法にはなかった在来種の生産の維持にも県が協力する。山形県では、種子の安定的な供給やほ場の確保で県の財政措置を明記している。富山県では、種子の品質確保や生産量を高める拠点施設の設置に関する記載が条例にある。今後、種子に関する条例が制定されると見られる北海道では、小豆など地域農業の輪作体系に含まれる種子も対象に加えている。

農業競争力の強化を目的に廃止された種

子法であったが、危機感をもって捉えた地域では農業者、農業者団体の意見を反映しながら地域の実態に合わせ対応(注11)を検討し、条例を定めることで種子の生産に地方自治体が関与する姿勢を明確化している。全国一律の基準で政策を押し進める農業の競争力強化に対する地域独自の対応を、種子法廃止から確認すること

ができる。

以上、3つの法律を例にとり、17年に成立した法律の実施状況と法律の廃止に伴う対応を確認してきたが、いずれも現状では農業の競争力強化に貢献していると判断することが難しい。

農業競争力強化を目的とした法律の有効性を検証するには、更なる時間が必要であり、実施状況についても引き続き確認していく必要があるだろう。

(注11) 北海道では17年4月に北海道種子協議会の下に、道庁、農業団体、試験場などで構成される「種子生産の在り方検討部会」を設置し議論を深め、同年7月に「主要農作物種子法廃止後の本道における種子生産の対応方向について」を取りまとめている(北海道庁Webページ)。

### (3) 2018年成立法と論点

次に18年に成立した土地改良法の改正、卸売市場法等の改正、農業経営基盤強化促進法等の改正に着目し、各法改正に内在する課題や論点を指摘したい。

### a 土地改良法の改正 (2018年)

慣例で貸借地の所有者が土地改良区の事業主体である地域<sup>(注12)</sup>において、所有者から耕作者への資格交代を促進する目的で法改正<sup>(注13)</sup>された。場合によっては所有者に准組合員(新設)の資格を付与し、賦課金・夫役の一部を所有者にも分担させることで、耕作者のみに基盤整備事業の負担が偏らないような措置も可能になる。

今回の法改正は、現状のままでは土地持ち非農家の増加により、土地改良施設の維持管理や更新等を適切に行うことが困難となる懸念が政府にはあり、耕作者が主体となった土地改良区への転換を目指したものである。

資格交代の手続きは農業委員会の承認制から届出制に変更して簡素化し、理事の5分の3を耕作者として、耕作者主体の組織再編を進める。

さらに、組合員数の減少に対応して、総代会の設置要件をこれまでの200人から半分の100人超と改めている。総代選挙も選挙管理委員会の管轄から外して改良区が管理する。

併せて複数の土地改良区が連合し行う小水力発電等の附帯事業の拡大や、財政面での健全性の維持を目的に複式簿記の導入も行う。

法改正は、農地を賃借して事業規模を拡大する耕作者の増加に伴う構造変動に対応している。現在のように地域により組合員の構成が耕作者、所有者に分かれている状態を改め、耕作者が主体の土地改良区への

移行を進め、必要な基盤整備事業への着手を円滑に進めることができれば、農業者の所得向上にもつながる可能性がある。

他方、耕作者主体の土地改良区とすることによる組合員の減少は同法でも想定していたが、想定を上回る減少で運営上の問題が発生し、再び所有者を組合員とした事例(亀岡(2018))もあり、耕作者主体の運営に変更するだけで改良区の抱える問題が解消されるとは限らないだろう。

**(注12)** 貸借地における土地改良区の組合員については、北海道・東北・北陸・沖縄では耕作者の割合が高く、関東・東海・近畿・中国四国・九州では所有者の割合が高いとされ地域差が存在する(農林水産省農村振興局「土地改良法の改正について(土地改良区の在り方)」(18年6月))。

**(注13)** 貸借地で土地改良区の事業参加資格を有するのは耕作者であるが(土地改良法、第3条第1項第2号)、事業の費用負担や従来の地域慣行で所有者が事業参加者となっているため、法改正が必要とされた。

### b 卸売市場法等の改正

法改正は、農林漁業者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応に向け、卸売市場を含めた広範な流通構造改革を目指して行われた。食の安定供給のために設立された卸売市場制度を、競争力強化政策の枠組みで再編した事例と言えよう。

改正により、卸売市場への国の関与は小さくなる。農林水産大臣は卸売市場開設者の認定を引き続き行うが、卸売業者の許可は不要となる。中央卸売市場の開設者は地方公共団体に限定されず、民間企業が中央卸売市場を開設することも可能になる。ただし、地方公共団体の多くは引き続き中央卸売市場開設に関わり続ける<sup>(注14)</sup>としている。

また、中央卸売市場が取引規則である「第三者販売の原則禁止」「直荷引きの原則禁止」「商物一致の原則」等が廃止された。卸売業者が取引数量の大小などで出荷者を区別することを禁じる「差別的取扱いの禁止」、卸売業者が出荷者からの販売委託の申込みを理由なく拒否することを禁じる「受託拒否の禁止」は維持された。

さらに、産地に支払う奨励金や出荷者側が負担する委託手数料などをウェブ上で公開し取引の透明化を図り、産地がより有利な販路を選択できる仕組みが導入される見込みである。取引の透明化により、より有利な販売先等を見つけることができる農協などでは、農業者の所得向上につながる可能性もあり、法改正の影響は地域によってばらつきが出るものと考えられる。

「第三者販売の原則禁止」の廃止では、卸売業者がスーパーや食品加工会社に対して直接販売を行うことで取引が活性化するという想定がある。これに対しては、小規模な仲卸業者が卸売業者から安定的に商品を調達することを困難にするとの見方、仲卸業者が「直荷引きの原則禁止」の廃止によって小ロットの青果物を仕入れることで影響は限定的との見方もある。

新たな中央卸売市場や地方市場の認定は19年12月から受付を開始し、改正卸売市場法が施行されるのは20年6月となっている。農業者の所得向上に資する法改正となっているのかについては、現状では判断が難しいため、今後も動向を注視していく必要がある。

(注14) 法改正の背景等については一瀬 (2018)。

### c 農業経営基盤強化促進法等の改正

全農地面積の2割相当が相続未登記地であり、この未登記地の存在が農地の集積・集約化の障害であるとの問題認識から、相続未登記共有地の相続人1人の判断で農地中間管理機構に農地を貸し付ければ、すべての所有者が同意したものと「見なす」変更が行われた。

さらに、そのような利用権設定の場合、10年以上の貸借期間が必要となる農地中間管理機構の実態に合わせ、相続未登記農地の利用権の設定期間の上限を5年から20年に延長している。

法改正により、農地の集積・集約化の障害となる相続未登記問題の解決に必要な時間を稼ぐことが可能になるかもしれない。

なお、この点に関連して内閣府の経済財政諮問会議が18年6月に提出した「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、2020年までに相続登記の義務化や管理できない土地の所有権放棄に向けた制度を創設しているとしている。

このように3つの法改正を見ると、卸売市場法等の改正が卸売市場を競争力強化政策に再編するための法改正であった一方で、農業経営基盤強化促進法等の改正と土地改良法の改正は農業構造の変動により生じている現場の課題を踏まえた法改正であったと言える。

これらの法律が農業者の所得向上に及ぼす具体的な影響は、地域による差異も含め、

施策が実施されるなかで見えてくるだろう。

### 3 政策の継続と「見直し」

#### (1) 継続する競争力強化

18年は規制改革推進会議と未来投資会議の提言を受けて農林水産省が策定した「活力創造プラン」に基づいて、前年に積み残されていた農業の競争力を目的とした法律の改正が進んだ（第4図）。

新たに6月に策定された未来投資会議の

(注15)  
「未来投資戦略2018」では、スマート農業の推進が鮮明となり、19年度農林水産関係予算概算要求にスマート農業加速化実証プロジェクト予算が新設された。

これを受け11月に規制改革推進会議が作成した「規制改革推進に関する第4次答申」にスマート農業が加えられ、政府がスマート農業を推進する姿勢が明確化された。今後スマート農業は、農業者の農地や水管理の負担軽減、機械の自動化など労働力の確保が困難になっている部門を中心に進むと

第4図 2018年の農業政策をめぐる主な動き

	主な農業政策の動き	未来投資会議・規制改革推進会議等の動き	TPP/EPA関連の動き
17年	11月 (農)相続未登記農地等の活用検討に関する意見交換会 「相続未登記農地等の利用の促進(案)」	(内)規制改革推進会議 「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」	TPP11協定の大筋合意
	12 (農)農林水産業・地域の活力創造本部 「農林水産業・地域の活力創造プラン」3次改訂		
18	5 通常国会 ○卸売市場法等の改正 ○農業経営基盤強化促進法等の改正	(農)農林水産業・地域の活力創造本部 「農林水産業・地域の活力創造プラン」4次改訂	
	6 ○土地改良法の改正 ○農業取締法の改正 ○都市農地法等 審議入→可決・成立	(官)未来投資会議「未来投資戦略2018」 ○25年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践 ○遠隔監視無人自動走行を20年までに実現 (内)経済財政諮問会議 「経済財政運営と改革の基本方針2018」 ○相続登記の義務化、土地を手放すための仕組みを20年までに制度改正	
	7 (農)19年度予算概算要求 ○スマート農業加速化実証プロジェクトを追加		日EU・EPA署名
	9		日米関税交渉を開始
	10 (財)財政制度等審議会 ○農地中間管理機構の見直しを提言	(内)規制改革推進会議 ○農業生産性向上のための先進技術の導入等に向けた規制の総点検 ○農業生産性向上のための農地有効利用推進	日EU・EPAを閣議決定 →19年2月発効予定
	11 臨時国会 ○GI法の改正 ○出入国管理法の改正 審議入→可決・成立	(農)農林水産業・地域の活力創造本部 「農林水産業・地域の活力創造プラン」5次改訂 ○農地中間管理機構の見直し ○スマート農業の推進	
12		TPP11発効(予定)	

資料 農林水産省、首相官邸、内閣官房、財務省、日本農業新聞より作成

見られる。

11月の臨時国会では、新たに出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正（以下「出入国管理法の改正」という）の動きも見られた。「特定技能1号」「特定技能2号」を新設し、外国人労働者の受入れ<sup>(注16)</sup>に向けて規制緩和する方針になった。在留期間の上限は通算5年とされ、これまでの技能実習制度や農業支援外国人受入事業と比べて生産品目と作業内容が緩和される。これにより、特区で徐々に拡大してきた外国人労働力の使用が、全国区に拡大する<sup>(注17)</sup>。外国人労働力の活用は、「農業競争力強化プログラム」にも含まれている項目であり、農業の競争力強化と関連した動きだと言える。

だが、外国人労働力については、賃金未払い、労働内容等の契約違反、失踪等の技能実習制度の課題を抱えたまま、新たな制度を導入する可能性が高い。技能実習制度では雇用環境の劣悪さが指摘されてきたが、十分な議論を踏まえずに12月に出入国管理法<sup>(注18)</sup>は改正されている。

TPP/EPAに関連した18年以降の動きを振り返ると、日EU・EPAは7月に署名が行われ、国会での承認を経て19年2月発効予定となっている。TPP11も12月発効予定としており、メガFTAが短期間に2つ発効することになる。今後、交渉が進められる日米FTAでは、これらの先行する交渉の結果が最低基準となる見込みである。

これらの動きとは対照的に地域の主体的な取組みも取り入れつつ再検討されたのが、

農地中間管理事業の「見直し」である。

規制改革推進会議の「規制改革推進に関する第4次答申」では、スマート農業とともに、農地中間管理事業の「見直し」として地域の話合いによる農地の利用調整である「人・農地プラン」を重視する姿勢を示し、18年11月の「活力創造プラン」5次改訂にも盛り込まれている。

20年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」の発表が予定されるなかで、地域の取組みを活用した「見直し」は重要な変化になると考える。そこで、次項では農地中間管理事業の「見直し」について考えてみたい。

**(注15)** 農林水産省ではスマート農業を「ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業」と定義している（農林水産省Webページ）

**(注16)** 農業分野の対象は「特定技能1号」に限定されており、派遣労働力も可能となっている。

**(注17)** 農業分野の特区として新たに18年3月に愛知県、京都府、新潟市、6月に沖縄県が認定され、これを受けて特区では複数の農業業者で働く外国人労働者が新たに誕生している。

**(注18)** 外国人労働力受入れの背景や制度の限界は石田（2018）がまとめている。

## (2) 政策の「見直し」

### —農地中間管理事業における「人・農地プラン」の活用—

農地の集積・集約化を促進する農地中間管理事業は、13年の「活力創造プラン」に国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進、6次産業化の推進、経営所得安定対策の見直しおよび日本型直接支払制度の創設などとともに盛り込まれた。13年12月には農地中間管理2法が

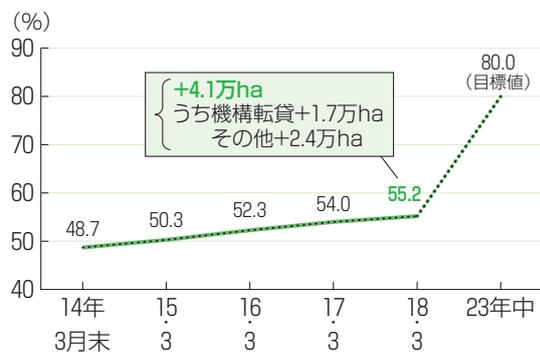
成立し、14年度から農地の集積・集約化を目的に事業が開始された。

農地中間管理事業では、都道府県単位に設置された農地中間管理機構が主導して農地の所有者から農地を借り、市町村等には委託できない。また、貸付先を決定する際も公募した借入希望者のなかから農地中間管理機構が決定し、農業委員会等の許可は必要としない。

農地中間管理2法の枠組みでは、公募により新規参入を目指す企業等への貸付促進も目指しており、その一方で「人・農地プラン」のように農地の利用調整において地域の主体性を尊重する姿勢は弱められたとされる(小針(2014))。

しかし、農地中間管理事業を軸として「担い手」への農地の集積は、政策の思惑どおりには進んでいない。「担い手」への農地の集積率は18年3月末に55.2%まで上昇したが、「活力創造プラン」が目標とする23年中8割はこのままのペースでは難しく、集積に果たす農地中間管理機構の役割も部分的である(第5図)。17年から18年に増加した

第5図 全耕地面積に占める「担い手」の利用面積



資料 第1表と同じ

「担い手」の利用面積4.1万haのうち農地中間管理機構からの転貸(以下「機構転貸」という)は1.7万haであり、農地利用集積円滑化事業0.6万ha、相対(推計)0.9万ha等も利用されている<sup>(注20)</sup>。

さらに、農地中間管理機構に期待された外部からの企業参入による農地の集積・集約化も限定的である。14~17年度の機構転貸を集計すると、8万6,594経営体のうち、地域(借受者を募集した区域)内の農業者が8万3,232で96.1%を占める。地域外の参入者3,362の内訳は個人2,284、法人1,078、法人のうち株式会社・特例有限会社等の企業が678で全体の0.8%である<sup>(注21)</sup>(第4表)。この地域外の企業には、隣接地域の企業が多く含まれると推定される<sup>(注23)</sup>。

以上の実態を踏まえ、農地中間管理機構が主体となった農地の集積・集約化が5年目を迎え、「見直し」が進む過程では、地域の話合いにより農地の利用調整である「人・農地プラン」への関心が再び高まることとなった。

18年10月の財務省財政制度等審議会で

第4表 農地中間管理機構から農地を借り入れる農業者の内訳

(単位 人または法人、%)		
	農業者数	割合
合計	86,594	100.0
うち地域外からの参入者	3,362	3.9
個人	2,284	2.6
法人	1,078	1.2
うち企業	678	0.8

資料 第1表と同じ  
 (注) 1 農業者数は15~18年の各年3月末時点の農業者数の延べ数であり重複を含む。  
 2 複数の地域や都道府県をまたぐ農業者は重複して集計されている可能性がある。

は、農地中間管理事業以外の農地の集積・集約にも触れたうえで、農地の集積・集約化は顔の見える関係がポイントであると指摘した。<sup>(注24)</sup>

その後作成された「活力創造プラン」5次改訂では、農地中間管理機構が農地の集積・集約化に向けて地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、農協、土地改良区等の多様な組織と一体となって活動する旨が盛り込まれた。

地域の話合いで農地の利用を考える「人・農地プラン」の重視は、政府主導の上からの農業政策から、地域主体の下からの農業政策への歩み寄りと見ることもできる。運用に農地の集積に実績のある農業委員会や農協が加わった点も、実態に合わせた変更と指摘できる。

一方、財政制度等審議会の資料では「人・農地プラン」だけではなく、農地利用集積円滑化事業、集落営農事業等を事例に、農地の集積・集約化には多様な方法があると指摘していたが、規制改革推進会議の答申や「活力創造プラン」5次改訂にはこうした多様な方法は盛り込まれていない。むしろ農地利用集積円滑化事業をなくし農地中間管理機構に一本化するとしており、今までの路線を継承している。

また、権利設定の簡素化などで農地貸借までの期間を短縮する方針も示しているが、そもそも受け手の確保が困難な中山間地の事業については議論の対象に上がっておらず、課題として残された。

農地中間管理事業は、安倍政権の農業政

策における中心的な政策として進められてきた。17年の土地改良法の改正による基盤整備事業との連携も、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の推進を目的としていた。このような政府が進める農業政策の中核的な事業である農地中間管理事業の「見直し」で、「人・農地プラン」といった地域の主体的な取組みを重視する姿勢が見られたことは18年の農業政策の特徴の1つであったと言える。

しかし、あくまでも農地の集積・集約化の軸は農地中間管理機構にあり、実態に合わせた多様な農地の集積・集約化を認めていない点で、地域の主体的な取組みは制約されている。

(注19) 筆者による複数の県の農地中間管理機構での聞き取りからは、すでに平場の「担い手」への農地集積が可能などでは進んだため、分散した農地の集約に軸足を移しているとのことである。

(注20) 農地の集積において、農地利用集積円滑化事業主体の都道府県が4道県ある。農林水産省が作成した「農地中間管理事業の5年後見直しについて Ⅲ農地バンク事業の現状と課題」(18年11月)による。

(注21) 借受けをした募集区域の範囲は、市町村単位、旧市町村単位や「人・農地プラン」単位で任意に設定されている。募集区域の設定は岡山県の場合、市町村の意見を聞いて決めている。

(注22) 農地中間管理機構の転貸先の地域外の企業は15年3月末53社から18年3月末268社、地域内は369社から1,732社に増加している。なお、企業参入は15年の2,344社から17年の3,030社に増加しており(農林水産省「一般企業の農業への参入状況」〔17年12月末〕)、機構の利用が増加に寄与していると見られる。

(注23) 借受募集区域は同一市町村内に複数設定されている場合もあり、このような農業者が地域外の企業に分類されていると想定される。

(注24) 財務省の財政制度等審議会財政制度分科会で使用された資料(「農林水産」〔18年10月16日〕)では、安藤光義(2018)「農地中間管理事業を活用

した農地利用集積推進の現状と課題』『土地と農業』を用い、人・農地プランや地域農業マスタープランの作成、円滑化事業、集落営農事業、生産調整の集落での話し合いといった顔の見える関係が重要であると指摘するが、安藤は以前から同様の指摘をしている。例えば安藤（2016）。また小針（2015）にも同様の指摘がある。

## 4 政策の「見直し」で変わりつつある地域の役割

農業の競争力強化を目的とした農業政策は、規制改革推進会議や未来投資会議の示すビジョンに基づいて着実に進められており、19年以降も継続する可能性が高い。しかし、その目指す将来の農業像は明確ではない。農業の競争力強化を農業者の所得向上に向けた支援と位置づけている以上、農業者との関係で政策の有効性を考えていくことが必要である。

本稿では17～18年に農業の競争力強化を目的に可決成立した法律を中心に、運用の過程などでどのような課題が発生するのか、もしくは発生すると想定されるのかを検討してきた。いずれの法律も今後の動きを見なければ、農業の競争力強化の目的に資するものであるのかという結論を出すことはできない。農業者の所得向上が農業競争力の目的であるにもかかわらず、実質的には想定とは異なる農業関連生産事業者の支援となっている農業競争力強化支援法や、運用が開始されれば農業者の取引にどのような影響を与えるのかの判断が難しい卸売市場法等の改正等については、今後も注視していく必要がある。

一方、本稿で取り上げた種子法の廃止に伴う道県等の条例・条例案は、地域の農業者、農業団体の声を聞きながら個々の事情に合わせて策定されており、農業競争力強化の動きに対して、地域が独自の対応を取った事例と言える。なかには、旧種子法の対象ではない作目も条例に含めたケースもあり、地域の声をどのように取り込むかにより、対応は大きく分かれている。

農業政策の「見直し」でも、地域の取組みの重要性が再認識されつつある。農地中間管理事業の「見直し」では、規制改革推進会議が「人・農地プラン」を重視する方針を示した。外部からの企業参入の推進が必ずしも進まないなかで、地域の主体的な取組みが、むしろ農地の集積・集約化を進めているという実態に基づいた「見直し」と言える。

ただし、以上の動きをもって地域主導への転換と捉えるのは早計である。国が主導する農業政策の枠組みのなかに地域のこれまでの取組みが位置づけられたにすぎない。種子法の廃止に伴う対応に見るように、予算が限られるなかで地域の農業者、農業団体等が主体となり、新たに地域主導の取組みを進めることが地域の実情に合った農業政策を実現していくうえで重要になると考える。

### <参考文献>

- ・安藤光義（2016）「農地中間管理機構の現状と課題」『日本農業年報62 基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか—日本農業・農政の大転換—』農林統計協会
- ・石田一喜（2018）「新たな在留資格『特定技能』の

概要—農業分野における外国人の受入れに着目して—『農林金融』12月号

- ・一瀬裕一郎 (2018) 「最近の卸売市場を取り巻く諸情勢」『農林金融』7月号
- ・岩元達弘 (2017) 「平成29年度農林水産関係予算について」『ファイナンス』5月号
- ・植田展大 (2018) 「農業競争力強化に向けた制度改革と農業政策の課題」『農林金融』1月号
- ・亀岡鉦平 (2018) 「農地集積の進展と土地改良区組合員資格問題への対処—岩手県夏川沿岸土地改良区の事例—」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号
- ・小針美和 (2014) 「動き出す農地中間管理機構と現場からの示唆」『農林金融』6月号

- ・小針美和 (2015) 「農地中間管理機構初年度における農地集積の動向—求められる詳細な分析にもとづく政策評価—」『農林金融』7月号
- ・田代洋一 (2017) 「農業競争力強化プログラム関連法は何を狙うか (1) 農業競争力強化支援法で農業所得は増大するか」『文化連情報』7月号
- ・堀千珠 (2017) 「特集 始動! 農業強化の支援法 新たなステージを迎えた農政改革」『AFC Forum』8月号
- ・前田努 (2018) 「農林水産関係予算について」『ファイナンス』3月号

(うえだ のぶひろ)

## 発刊のお知らせ

### 農林漁業金融統計2018

A4判 193頁  
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753  
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2018年12月